

## 受検上の注意事項

福島工業高等専門学校

1. 試験場内では、本人確認時及び昼食時等を除き、マスクを着用してください。なお、休憩時間や昼食時等の他者との接触、会話を極力控えてください（推薦選抜では昼食は必要ありません）。
2. 試験会場や検査室への入退出を行うごとに、入口に備え付けのアルコールで手指消毒をしてください。
3. 学力選抜では各自昼食を持参し、検査室の自席で食事をしてください。
4. 検査当日に発熱・咳等の症状があり、新型コロナウイルスの罹患が疑われると判断できる場合は、帰宅させ追試験を受検してもらうことがあります。
5. 検査終了後は係員の指示があるまで退室しないでください。
6. 試験当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参してください。
7. 付添者の方の控室はありませんので、ご注意ください。
8. 検査室のゴミ箱は使用できません。ゴミは持ち帰ってください。
9. 試験日の7日程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認してください。
10. 試験日の2週間程度前から発熱・咳等の症状がある受検生はあらかじめ医療機関での受診を行ってください。
11. 試験の前から継続して発熱・咳等の症状がある場合は無理をせず、中学校もしくは医療機関と相談の上、追試験の受検を検討してください。その際は、必ず試験日当日9:00までに電話連絡の上、所定の手続きをしてください。  
追試験対象者は、次のとおりとします。
  - (1) ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号。以下「施行規則」という。）第十八条に定める感染症に感染し、本試験を受検できない者  
イ 新型コロナウイルス感染症に罹患している疑いがあり、本試験を受検できない者
  - (2) (1) アに示す本試験を受検できない事由を認める期間については、施行規則第十九条に定める出席停止の期間の基準を原則とします。
  - (3) (1) ア及びイに示す本試験を受検できない事由は、中学校等の長又は医療機関による証明等（様式1、2）により、福島工業高等専門学校長が確認するものとします。
12. 試験終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合は、本校に申し出てください。